

養老町長交際費の支出基準及び公開に関する要綱

平成 23 年 9 月 22 日

告示第 107 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、町長又は町長の代理として副町長若しくは町職員（以下「町長等」という。）が、町政の推進に必要な交際のために支出する町長交際費（以下「交際費」という。）について、その支出基準及び支出の状況を明らかにするために必要な事項について定めるものとする。

（支出先）

第 2 条 交際費の支出先とする個人又は団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 町の事務事業と直接かつ密接な関係があるもの
- (2) 町政の進展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等があったもの
- (4) その他町長が特に必要と認めるもの

（支出区分）

第 3 条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次の基準に基づき支出することができるものとする。

支出区分	内容	金額等
会 費	各種団体等が行う懇親会、意見交換等を目的とする会合の出席に係る経費	(1) 会費の額 (2) 案内に会費の記載がない場合等は、会費に相当する額
祝 金	町費からの補助又は助成がない各種団体等が行う式典、総会、大会、祝賀会等へ出席する場合等における祝意に係る経費	相当と認められる額
弔 慰	葬儀等における香典、供花等に係る経費	別表に定める基準の範囲内
見舞い	病気、災害、事故等に対する見舞いに係る経費	社会通念上妥当と認められる額
激 励	町からの補助又は助成がなく、町を代表し各種大会等に参加、出場する個人、団体等の激励に係る経費	社会通念上妥当と認められる額

2 前項に掲げるもののほか、町長が特に支出する必要があると認められるものについては、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出できるものとする。

（公表の内容）

第 4 条 交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。ただし、相手方のプライバシーに特段の配慮が必要な場合は、氏名等は公表しないものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

（公表の時期）

第 5 条 交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の末日（その日が町の休日に当たるときはその翌日）までに公表するものとする。

(公表の方法)

第6条 交際費の公表は、次の方法により行うものとする。

- (1) 企画政策課において閲覧
- (2) 町のホームページに掲載

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第5条及び第6条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

(養老町弔慰に関する内規の廃止)

- 2 養老町弔慰に関する内規(昭和48年5月10日制定)は、廃止する。